

建築・設備工事成績評定要領

(目的)

第1条 この要領は、静岡県経営管理部及び交通基盤部等の所掌する建築・設備工事に係る工事の成績評定（以下「評定」という。）について必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって受注者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

(評定の対象工事)

第2条 評定の対象工事は、別に定めるものとする。

(評定の内容)

第3条 評定は、工事ごと独立して次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 工事成績評定は、工事の施工状況、目的物の品質等を評価する。
- (2) 工事の技術的難易度評定は、構造物条件、技術特性等工事内容の難しさを評価する。
- (3) VE提案等評定は、企業からのVE提案及び同提案に基づく工事施工状況、目的物の品質等を評価する。

(評定者)

第4条 前条各号の評定を行う者（以下「評定者」という。）は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 工事成績の評定者は、静岡県建設工事検査要領第3条に定める検査員（以下「検査員」という。）及び静岡県建設工事監督要領第2条に定める監督員（以下「監督員」という。）とする。
- (2) 工事の技術的難易度の評定者は、監督員とする。
- (3) VE提案等の評定者は、VE審査委員会とする。

(評定の方法)

第5条 評定は、監督、検査、VE提案等その他必要な事項について、工事ごと、評定者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。

- 2 工事成績の評定方法及び工事の技術的難易度の評定方法は、別に定めるものとする。
- 3 評定の結果は、評定表に記録するものとし、様式は次の各号に定めるものとする。
 - (1) 工事成績評定は、「建築・設備工事成績評定基準」の別記様式第1及び別記様式第2
 - (2) 工事の技術的難易度評定は、「建築・設備工事技術的難易度評定基準」の別記様式第1

(評定の時期)

第6条 工事成績の評定は、検査員は検査を実施したときに、監督員は工事が完成したときにそれぞれ行うものとする。

- 2 工事の技術的難易度の評定は、工事が完成したときに行うものとする。
- 3 VE提案等の評定は、次の各号に掲げる時期に行うものとする。
 - (1) 当該提案を受け付けたとき
 - (2) 当該提案に基づき工事を行ったものについては、工事が完成したとき

(評定表の提出)

第7条 評定者は、評定を行ったときは、遅滞なく、契約担当者に評定表を提出するものとする。

(評定の結果の通知)

第8条 契約担当者は、評定者から評定表の提出があったときは、遅滞なく当該工事の受注者及び技術提案を行った者に対して、評定の結果を、別に定めるところにより通知するものとする。

(評定の修正)

第9条 契約担当者は、前条の通知をした後、当該評定を修正する必要があると認められる場合は、修正しなければならない。

2 契約担当者は、前項の修正を行ったときは、遅滞なく、その結果を当該工事の受注者に通知するものとする。

(説明請求等)

第10条 第8条又は前条第2項による通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して14日(「休日」を含む。)以内に、書面により、通知を行った契約担当者に対して、評定の内容について説明を求めることができる。

2 契約担当者は、前項により説明を求められたときは、書面により回答するものとする。

(再説明請求等)

第11条 前条第2項の回答を受けた者は、説明に係る回答を受けた日から起算して14日(「休日」を含む。)以内に、書面により所管部長等に対して、再説明を求めることができる。

2 所管部長等は、前項による再説明を求められたときは、書面により回答するものとする。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成23年10月1日から施行する。

建築・設備工事成績評定基準

1 目的

この基準は、「建築・設備工事成績評定要領」（以下「評定要領」という。）第3条第一号の工事成績の評定に関する事項を定め、請負工事の適正かつ効率的な施工を確保し、工事に関する技術水準の向上に資するとともに、受注者の適正な選定及び指導育成を図ることを目的とする。

2 対象工事

工事成績の評定（以下「成績評定」という。）の対象とする工事は、静岡県経営管理部及び交通基盤部等の所掌する建築・設備工事のうち、1件の請負代金額が250万円以上とする。

3 成績評定を行う者

成績評定を行う者（以下「評定者」という。）は、検査員並びに担当監督員及び総括監督員等とする。

4 成績評定の時期

成績評定の時期は、検査員にあつては完成検査（既済部分検査を含む。）のとき、担当監督員及び総括監督員等にあつては、工事の完成のときとする。

5 成績評定の方法

- (1) 成績評定は、工事ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。
- (2) 成績評定の採点は、別記様式第1「建築・設備工事成績採点表」により行うものとする。
- (3) 細目別評定点の算出は、別記様式第2「細目別評定点採点表」によるものとする。
- (4) 成績評定にあたっては、工事における「工事特性」、「創意工夫」、「社会性等」に関して、受注者は当該工事における実施状況を提出できるものとし、提出があった場合はこれを考慮するものとする。
- (5) 成績評定にあたっては、静岡県建設工事執行規則第39条第5項に規定する修補が必要とされたときは、当該修補が行われる前の状態で評定するものとする。

6 成績評定結果の提出

評定者は、成績評定を行ったときは、遅滞なく、契約担当者に評定表を提出するものとする。

7 成績評定結果の通知

契約担当者は、評定者から評定表の提出があったときは、遅滞なく、当該工事の受注者に対して、成績評定の結果を、別に定めるところにより通知するものとする。

8 工事成績が劣るものの措置

契約担当者は、工事成績評定の工事成績が特に劣る場合は、その事情を調査し、静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱（平成元年8月29日 管第324号）第2条第1項別表第1第2号で規定する過失による粗雑工事に該当すると認められたときは、同要綱の定めるところにより必要な措置を行うものとする。

附 則

（施行期日）

この基準は、平成15年4月1日から施行する。

この基準は、平成23年4月1日から施行する。

この基準は、平成23年10月1日から施行する。

建築・設備工事成績採点表(完成・一部完成)

所属

工事名		工事箇所					契約金額(最終)					工期					工事番号																	
受注者名		現場代理人					主任・監理技術者					補助技術者					完成年月日																	
考査項目		担当監督員					総括監督員					検査員(既済1)					検査員(既済2)					検査員(完成)												
		氏名					氏名					氏名					氏名					氏名												
項目	細目別	a	b	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e
1	I 施工体制一般	+1.0	+0.5	0.0	-5.0	-10.0																												
	II 配置技術者	+3.0	+1.5	0.0	-5.0	-10.0																												
2	I 施工管理	+4.0	+2.0	0.0	-5.0	-10.0								+5.0	-	+2.5	-	0.0	-7.5	-15.0	+5.0	-	+2.5	-	0.0	-7.5	-15.0	+5.0	-	+2.5	-	0.0	-7.5	-15.0
	II 工程管理	+4.0	+2.0	0.0	-5.0	-10.0	+2.0	-	+1.0	-	0.0	-7.5	-15.0																					
	III 安全対策	+5.0	+2.5	0.0	-5.0	-10.0	+3.0	-	+1.5	-	0.0	-7.5	-15.0																					
	IV 対外関係	+2.0	+1.0	0.0	-2.5	-5.0																												
3	I 出来形及び出来ばえ	+4.0	+2.0	0.0	-2.5	-5.0								+10.0	+7.5	+5.0	+2.5	0.0	-10.0	-20.0	+10.0	+7.5	+5.0	+2.5	0.0	-10.0	-20.0	+10.0	+7.5	+5.0	+2.5	0.0	-10.0	-20.0
	II 品質	+5.0	+2.5	0.0	-2.5	-5.0								+15.0	+12.0	+7.5	+4.0	0.0	-12.5	-25.0	+15.0	+12.0	+7.5	+4.0	0.0	-12.5	-25.0	+15.0	+12.0	+7.5	+4.0	0.0	-12.5	-25.0
	III 出来ばえ													+5.0	-	+2.5	-	0.0	-5.0	-	+5.0	-	+2.5	-	0.0	-5.0	-	+5.0	-	+2.5	-	0.0	-5.0	-
4	I 工事特性	I 施工条件等への対応(※2)					最大20.0の加点																											
5	I 創意工夫	I 創意工夫(※3)					最大7.0の加点																											
6	I 社会性等	I 地域への貢献等(※4)					+10.0	+7.5	+5.0	+2.5	0.0																							
加減点合計(1+2+3+4+5+6)		± 点					± 点					± 点					± 点																	
評定点(※1)		① 点					② 点					③ 点					④ 点					⑤ 点												
7	評定点計	点 ※既済部分検査がなかった場合: (① 点×0.4+② 点×0.2+④ 点×0.4) = 点																																
8	法令遵守等 (※6)	点																																
9	評定点合計 (※7)	○評定合計(点)-法令遵守等(点) = 点																																
10	総合評価技術提案	技術提案履行確認 (※9)					履行 不履行 対象外					(総括監督員)					(検査員)																	
所見 (※8)		(担当監督員)					(主任監督員)					(総括監督員)					(検査員)																	

※1 65点+加減点合計(1+2+3+4+5+6)とする。

各評定点(①~④)は小数第1位まで記入する。

※2 工事特性は、当該工事特有の難度の高い条件(構造物の特殊性、特殊な技術、都市部等の作業環境・社会条件、厳しい自然・地盤条件、長期工事における安全確保等)に対して適切に対応したことを評価する項目である。

評価に際しては、担当監督員からの報告を受けて総括監督員が評価するものとする。

※3 創意工夫は、工事特性のような難度を伴わない工事において、企業の工夫やノウハウにより特筆すべき便益があった場合に評価する項目である。

※4 社会性等の評価では地域への貢献等の観点から、加点評価のみとする。

※5 各考査項目ごとの採点は、考査項目別運用表によるものとし、完成技術検査の評価に先立ち、担当、総括監督員が行う。

※6 法令遵守等は減点評価のみとし、評価は総括監督員が行う。

修補命令等による減点については、法令遵守等の欄を使用するものとする。

※7 評定点合計は、四捨五入により整数とする。

※8 所見欄は必要に応じ記載する。

※9 総合評価技術提案は、技術提案の履行が確認できない場合は、『不履行』を選択する。

別記様式第2

別記様式第2

細目別評定点採点表

工事名

項目	細別	①担当監督員	②総括監督員	③検査員(既済)	③検査員(既済)	④検査員(完成)	細目別評定点	得点割合
1.施行体制	I 施行体制一般	()×0.4+2.9					3.3点	
	II 配置技術者	()×0.4+2.9					4.1点	
2.施工状況	I 施工管理	()×0.4+2.9		()×0.4+6.5	()×0.4+6.5	()×0.4+6.5	13.0点	
	II 工程管理	()×0.4+2.9	()×0.2+3.2				8.1点	
	III 安全対策	()×0.4+2.9	()×0.2+3.3				8.8点	
	IV 対外関係	()×0.4+2.9					3.7点	
3.出来形及び出来ばえ	I 出来形	()×0.4+2.8		()×0.4+6.5	()×0.4+6.5	()×0.4+6.5	14.9点	
	II 品質	()×0.4+2.9		()×0.4+6.5	()×0.4+6.5	()×0.4+6.5	17.4点	
	III 出来ばえ			()×0.4+6.5	()×0.4+6.5	()×0.4+6.5	8.5点	
4.工事特性	I 施工条件等への対応		()×0.2+3.3				7.3点	
5.創意工夫	I 創意工夫	()×0.4+2.9						
6.社会性等	I 地域への貢献等		()×0.2+3.2					5.2点
7.法令遵守等			()×1.0					
							100点	
8.総合評価 技術提案			履行 不履行 対象外					

※ 既済部分(中間)検査があった場合 (①+②+③×0.5+④×0.5)=細目別評定点(既済が2回以上の場合は③を平均する。)

既済部分(中間)検査がなかった場合 (①+②+④)=細目別評定点

※ 得点割合は、細目評定点の合計に対する得点の割合を百分率で示す。

※ 総合評価技術提案は、技術提案の履行が確認できない場合は、『不履行』を選択する。

工事成績採点の審査項目別チェック表(担当監督員)

1. 施工体制	I 施工体制一般	評定	a	b	c	d	e
		(該当割合)	優れている 90%以上	良好である 80~90%未満	適切である 60~80%未満	やや不適切である 60%未満	不適切である
		対象項目 該当項目	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11			項目 項目	項目 項目
	II 配置技術者 (現場代理人等)	評定	a	b	c	d	e
		(該当割合)	優れている 90%以上	良好である 80~90%未満	適切である 60~80%未満	やや不適切である 60%未満	不適切である
		対象項目 該当項目	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13			項目 項目	項目 項目
2. 施工状況	I 施工管理	評定	a	b	c	d	e
		(該当割合)	優れている 90%以上	良好である 80~90%未満	適切である 60~80%未満	やや不適切である 60%未満	不適切である
		対象項目 該当項目	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17			項目 項目	項目 項目
	II 工程管理	評定	a	b	c	d	e
		(該当割合)	優れている 90%以上	良好である 80~90%未満	適切である 60~80%未満	やや不適切である 60%未満	不適切である
		対象項目 該当項目	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10			項目 項目	項目 項目
	III 安全対策	評定	a	b	c	d	e
		(該当割合)	優れている 90%以上	良好である 80~90%未満	適切である 60~80%未満	やや不適切である 60%未満	不適切である
		対象項目 該当項目	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15			項目 項目	項目 項目
	IV 対外関係	評定	a	b	c	d	e
		(該当割合)	優れている 90%以上	良好である 80~90%未満	適切である 60~80%未満	やや不適切である 60%未満	不適切である
		対象項目 該当項目	1 2 3 4 5 6 7 8 9			項目 項目	項目 項目
3. 出来形 及び 出来ばえ	I 出来形	評定	a	b	c	d	e
		(該当割合)	優れている 90%以上	良好である 80~90%未満	適切である 60~80%未満	やや不適切である 60%未満	不適切である
		対象項目 該当項目	1 2 3 4 5 6 7 8 9			項目 項目	項目 項目
	II 品質	評定	a	b	c	d	e
		(該当割合)	優れている 90%以上	良好である 80~90%未満	適切である 60~80%未満	やや不適切である 60%未満	不適切である
		対象項目 該当項目	1 2 3 4 5 6 7			項目 項目	項目 項目
5. 創意工夫	評点 (＋7～0点)	■準備・後片付け関係	対象項目	1 2 3			
		■施工関係	対象項目	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17			
		■品質関係	対象項目	1 2 3 4 5 6			
		■安全衛生関係	対象項目	1 2 3 4 5 6 7 8 9			
		■施工管理関係	対象項目	1 2 3 4 5 6			
		■その他	対象項目	1 2 3 4 5			
【創意工夫の詳細評価】 別紙-1 工事成績採点の考慮項目の審査項目別運用表(建築・設備工事)(担当監督員用)に記載のとおり							

工事成績採点の審査項目別チェック表(総括監督員)

2. 施工状況	II. 工程管理	評定	a		b		c	d	e				
		(該当割合)	優れている			良好である		適切である	やや不適切である	不適切である			
	評価	対象項目	1	2	3	4	5						
		該当項目											
4. 工事特性 (施工条件等への対応)	III. 安全対策 (現場代理人等)	評定	a		b		c	d	e				
		(該当割合)	優れている			良好である		適切である	やや不適切である	不適切である			
	評価計	対象項目	1	2	3	4	5	6					
		該当項目											
4. 工事特性 (施工条件等への対応)	評価計	■建物規模への対応	対象項目	1	2	3	4						
		評点											
		詳細評定内容											
		■建物固有の機能の難しさへの対応	対象項目	1	2	3							
		評点											
		詳細評定内容											
		■建物固有の施工技術の難しさへの対応	対象項目	1	2	3	4						
評点													
詳細評定内容													
4. 工事特性 (施工条件等への対応)	評価計	■厳しい自然・地盤条件への対応	対象項目	1	2	3	4						
		評点											
		詳細評定内容											
		■厳しい周辺環境、社会条件との対応	対象項目	1	2	3	4	5					
		評点											
		詳細評定内容											
		■施工現場での対応	対象項目	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
評点													
詳細評定内容													
6. 社会性等	I. 地域への貢献等	評定	a	a'	b	b'	c						
		(該当割合)	優れている		やや優れている		良好である	やや良好である	評価に該当しない				
	評価	対象項目	1	2	3	4	5	6					
		該当項目											
8. 法令遵守等	該当項目なし	措置内容	1	2	3	4	5	6	7				
	評点												
その他	【理由】												

工事成績採点の審査項目別チェック表(検査員)

2. 施工状況	II 工程管理	評定	a			b			c			d			e								
		(該当割合)	優れている 90%以上				良好である 80~90%未満			適切である 60~80%未満			やや不適切である 60%未満			不適切である 項目							
	評価	対象項目	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14							
		該当項目																					
3. 出来形 及び 出来ばえ	I 出来形	評定	a			a'			b			b'			c			d			e		
		(該当割合)	特に優れている 90%以上	優れている 80~90%未満			特に良好である 70~80%未満			良好である 60~70%未満			適切である 50~60%未満			やや不適切である 50%未満			不適切である 項目				
	評価	対象項目	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10											
		該当項目																					
	II 品質	評定	a			a'			b			b'			c			d			e		
(該当割合)		特に優れている 90%以上	優れている 80~90%未満			特に良好である 70~80%未満			良好である 60~70%未満			適切である 50~60%未満			やや不適切である 50%未満			不適切である 項目					
		評価	対象項目	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12								
			建築工事 (新築・改修)																				
		対象項目	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12									
		電気設備工事																					
		対象項目	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12									
		機械設備工事 (昇降機含む)																					
		対象項目	1	2	3	4	5	6															
	III 出来ばえ	評定	a			b			c			d			e								
(該当割合)		優れている 90%以上				良好である 80~90%未満			適切である 80%未満			劣っている 項目											
		評価	対象項目	1	2	3	4	5	6	7	8												
			建築工事 (新築・改修)																				
		対象項目	1	2	3	4	5	6															
		電気設備工事																					
		対象項目	1	2	3	4	5	6															
		機械設備工事 (昇降機含む)																					
		対象項目	1	2	3	4	5	6															

工事成績採点の考慮項目の考査項目別運用表(建築・設備工事)

別紙-1①

[記入方法]該当する項目の□を■にする。

(担当監督員)

考査項目	細 別	対象	a	b	c	d	e
1. 施工体制	I. 施工体制一般		施工体制が優れている	施工体制が良好である	施工体制が適切である	施工体制がやや不適切である	施工体制が不適切である
		<p>[評定対象項目]</p> <input type="checkbox"/> ① 作業の分担の範囲が、下請業者を含め、書面に明確に記載されている。 <input type="checkbox"/> ② 品質管理体制が、書面に適切に記載されている。 <input type="checkbox"/> ③ 安全管理体制が、書面に適切に記載されている。 <input type="checkbox"/> ④ 現場の施工体制(品質管理、安全管理を含む)が、書面と一致している。 <input type="checkbox"/> ⑤ 工事規模に応じた人員、機械配置がなされ施工している。 <input type="checkbox"/> ⑥ 建設業退職金共済制度(建退共)の趣旨を下請業者等に説明するとともに、証紙の購入が適切に行われ、配布が受け払い簿等により適切に把握されている。 <input type="checkbox"/> ⑦ 元請業者が、下請業者の施工結果を十分に検査している。 <input type="checkbox"/> ⑧ 「施工プロセス」チェックリストのうち、施工体制一般について指示事項が無い。または指示事項に対する改善が速やかに実施されている。 <input type="checkbox"/> ⑨ 下請負人通知書を、下請工事の着手前に提出している。 <input type="checkbox"/> ⑩ 工事カルテの登録が監督員の確認を受けた上、契約後10日以内に行われている。 <input type="checkbox"/> ⑪ その他 理由:	<input type="checkbox"/> 施工体制一般に関して、監督職員からの文書による改善指示を行った。 上記該当事項があれば・・・ d	<input type="checkbox"/> 施工体制一般に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。 上記該当事項があれば・・・ e			
		<p>評価対象項目の合計のうち</p> 該当項目が90%以上..... a 該当項目が80%以上90%未満... b 該当項目が60%以上80%未満... c 該当項目が60%未満..... d	① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%)=(評価数0/対象評価項目数0)×100				
	II. 配置技術者 (現場代理人等)		配置技術者として優れている	配置技術者として良好である	配置技術者として適切である。	配置技術者としてやや不適切である	配置技術者として不適切である
		<p>[評定対象項目]</p> <input type="checkbox"/> ① 現場代理人として、工事全体の把握ができています。 <input type="checkbox"/> ② 現場代理人として、監督職員への報告、協議等を書面で行っている。 <input type="checkbox"/> ③ 契約書、設計図書等を理解し、現場に反映して工事を行っている。 <input type="checkbox"/> ④ 静岡県建設工事請負契約約款(以下、「契約約款」という)第18条第1項に基づく設計図書の照査を行っている。 <input type="checkbox"/> ⑤ 書類及び資料が適切に整理されている。 <input type="checkbox"/> ⑥ 作業環境、気象、地質条件等の把握及び対応に努めた。 <input type="checkbox"/> ⑦ 工事に必要な専門技術者を選任し、配置している。 <input type="checkbox"/> ⑧ 作業に必要な作業主任者を選任し、配置している。 <input type="checkbox"/> ⑨ 主任(監理)技術者として技術的判断に優れ、良好な施工に努めている。 <input type="checkbox"/> ⑩ 施工体制、施工状況を把握し、下請け、部下等をよく指導している。 <input type="checkbox"/> ⑪ 施工等に伴う提案又は工夫をもって工事を進めている。 <input type="checkbox"/> ⑫ 「施工プロセス」チェックリストのうち、配置技術者について指示事項が無い。または指示事項に対する改善が速やかに実施されている。 <input type="checkbox"/> ⑬ その他 理由:	<input type="checkbox"/> 配置技術者に関して、監督職員からの文書による改善指示を行った。 上記該当事項があれば・・・ d	<input type="checkbox"/> 配置技術者に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。 上記該当事項があれば・・・ e			
		<p>評価対象項目の合計のうち</p> 該当項目が90%以上..... a 該当項目が80%以上90%未満... b 該当項目が60%以上80%未満... c 該当項目が60%未満..... d	① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%)=(評価数0/対象評価項目数0)×100				
<p>※1. 建築一式工事を施工する場合において、一式工事の内容である他の建設工事(専門工事)を自ら施工する時は、当該専門工事に関し資格を有する者を置くものとする。なお、主任技術者が当該専門工事の資格を有していれば、専門技術者を兼ねることができる。</p> <p>※2. 作業主任者を専任すべき作業は、労働安全衛生法施行令第6条による。</p>							

審査項目	細別	対象	a	b	c	d	e
2. 施工状況	I. 施工管理	<p>[評価対象項目]</p> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> ①契約約款第18条第1項に基づく設計図書の見直し結果について、協議を行っている。 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> ②施工計画書が、工事着手前(計画内容に変更が生じた場合を含む)に提出されている。 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> ③施工計画書が、設計図書及び現場条件を反映した内容となっている。 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> ④施工計画書に、出来形・品質確保のための記載がある。 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> ⑤施工計画書に基づき、日常の出来形・品質の管理を適切に行っている。 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> ⑥施工図作成にあたり、関連工事と遅滞なく、調整が十分に図られている。 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> ⑦工事打合せ書等の工事記録の整備が、適時に行われている。 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> ⑧施工計画書の記載内容と現場施工方法が、一致している。 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> ⑨一工程の施工の検査・確認の報告が、適時に行われている。 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> ⑩現場内での整理整頓が、日常的に行われている。 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> ⑪使用する建築材料(以下「材料」という。)*設備機材(以下「機材」という。)の調達計画及び搬入後の管理が適切である。 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> ⑫社内検査が計画的に行われている。 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> ⑬独自のチェックリスト等の管理基準により、管理されている。 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> ⑭低騒音、低振動及び排出ガス対策型の建設機械及び車両を使用している。 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> ⑮建設廃棄物の処分及び建設副産物のリサイクルへの取り組みが、適切に行われている。 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> ⑯「施工プロセス」チェックリストのうち、施工管理について指示事項が無い。または指示事項に対する改善が速やかに実施されている。 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> ⑰その他 理由:	<p>施工管理が優れている</p>	<p>施工管理が良好である</p>	<p>施工管理が適切である</p>	<p>施工管理がやや不適切である</p>	<p>施工管理が不適切である</p>
	<p><input type="checkbox"/> 施工管理に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。</p> <p>上記該当事項があれば・・・ d</p>		<p><input type="checkbox"/> 施工管理に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。</p> <p>上記該当事項があれば・・・ e</p>				
		<p>評価対象項目の合計のうち</p> <p>該当項目が90%以上..... a</p> <p>該当項目が80%以上90%未満... b</p> <p>該当項目が60%以上80%未満... c</p> <p>該当項目が60%未満..... d</p> <p>① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%)=(評価数 0/対象評価項目数 0)×100</p>					
	II. 工程管理	<p>[評価対象項目]</p> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> ①実施工程表が工事着手前に提出され、関連工事との調整も適切に行っている。 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> ②現場での工程管理を詳細工程表やパソコン等を用いて、日常的に把握している。 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> ③工程のフォローアップを実施し、請負者の責により関連工事及び入居官署等に対し、影響を及ぼす工程の遅れがない。 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> ④現場または施工条件の変更への対応が積極的で、処理が早い。 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> ⑤工程に関する各種制約等があるにもかかわらず、工期内にスムーズに作業を行っている。 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> ⑥請負者の責による夜間や休日の作業がない。 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> ⑦休日・代休の確保を行っている。 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> ⑧近隣住民(入居官署等を含む)との調整を積極的に行い、円滑な工事進捗を行っている。 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> ⑨「施工プロセス」チェックリストのうち、工程管理について指示事項が無い。または指示事項に対する改善が速やかに実施されている。 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> ⑩その他 理由:	<p>工程管理が優れている</p>	<p>工程管理が良好である</p>	<p>工程管理が適切である</p>	<p>工程管理がやや不適切である</p>	<p>工程管理が不適切である</p>
	<p><input type="checkbox"/> 工程管理に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。</p> <p>上記該当事項があれば・・・ d</p>		<p><input type="checkbox"/> 工程管理に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。</p> <p>上記該当事項があれば・・・ e</p>				
		<p>評価対象項目の合計のうち</p> <p>該当項目が90%以上..... a</p> <p>該当項目が80%以上90%未満... b</p> <p>該当項目が60%以上80%未満... c</p> <p>該当項目が60%未満..... d</p> <p>① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%)=(評価数 0/対象評価項目数 0)×100</p>					

考查項目	細 別	対象	a	b	c	d	e
2. 施工状況	Ⅲ. 安全対策	対象 [評定対象項目] <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> ①災害防止(工事安全)協議会等を設置し、1回/月以上活動し、記録が整備されている。 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> ②店社パトロールを1回/月以上実施し、記録が整備されている。 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> ③各種安全パトロールで指摘を受けた事項について、速やかに記録が整備かつ関係者に是正指示している。 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> ④安全教育・安全訓練等を適時適切に実施し、記録が整備されている。 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> ⑤リスクアセスメント、安全巡視、ツールボックスミーティング(TBM)、危険予知訓練(KY)等を実施し、記録を整備している。 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> ⑥新規入場者教育を実施し、実施内容に現場の特性が反映され、記録が整備されている。 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> ⑦現場の各工程において適時適切に、安全管理の措置をしている。 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> ⑧重機操作に際して、誘導員配置や重機と人の行動範囲の分離措置がなされている。 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> ⑨山留め等について、設置後の点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施されている。 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> ⑩仮設工事において、設置完了時や使用中の点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施されている。 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> ⑪使用機械、工具等の点検整備等がなされ、十分に管理されている。 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> ⑫工事現場における保安設備等の設置・管理が適切であり、よく整備されている。 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> ⑬過積載防止に定期的に取り組んでいる記録がある。 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> ⑭「施工プロセス」チェックリストのうち、安全対策について指示事項が無い。または指示事項に対する改善が速やかに実施されている。 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> ⑮その他 理由: 評価対象項目の合計のうち 該当項目が90%以上..... a ①「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 該当項目が80%以上90%未満... b ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 該当項目が60%以上80%未満... c ③ 評価値(%)=(評価数0/対象評価項目数0)×100 該当項目が60%未満..... d	安全対策が優れている	安全対策が良好である	安全対策が適切である	安全対策がやや不適切である	安全対策が不適切である。
			<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 安全対策に関して、法令遵守の措置内容に該当する場合。 上記該当事項があれば・・・ c	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 安全対策に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。 上記該当事項があれば・・・ d	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 安全対策に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。 上記該当事項があれば・・・ e		
	Ⅳ. 対外関係	対象 [評定対象項目] <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> ①工事施工にあたり、関係官公署等の関係機関と協議及び調整を行い、トラブルの発生がない。 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> ②工事施工にあたり、近隣住民(入居官署等を含む)と適切に協議及び調整を行っている。 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> ③入居官署に対し、引渡し時に必要な保守管理についての適切な説明書を作成している。 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> ④工事の目的及び内容を、工事看板などにより地域住民や通行者等に分りやすく周知している。 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> ⑤近隣住民(入居官署等を含む)対策を実施し苦情がない。または苦情に対して適切な対応を行い、以後のトラブルがない。 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> ⑥現場のイメージアップに、取り組んでいる。 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> ⑦関連工事との調整を行い、円滑な進捗に取り組んでいる。 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> ⑧「施工プロセス」チェックリストのうち、対外関係について指示事項が無い。または指示事項に対する改善が速やかに実施されている。 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> ⑨その他 理由: 評価対象項目の合計のうち 該当項目が90%以上..... a ①「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 該当項目が80%以上90%未満... b ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 該当項目が60%以上80%未満... c ③ 評価値(%)=(評価数0/対象評価項目数0)×100 該当項目が60%未満..... d	対外関係が優れている	対外関係が良好である	対外関係が適切である	対外関係がやや不適切である	対外関係が不適切である
			<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 対外関係に関して監督職員から文書による改善指示を行った。 上記該当事項があれば・・・ d	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 対外関係に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。 上記該当事項があれば・・・ e			

別紙-1④

(担当監督員)

3. 出来形 及び 出来ばえ	I. 出来形	対象	a	b	c	d	e												
			出来形が優れている	出来形が良好である	出来形が適切である	出来形がやや不適切である	出来形が不適切である												
<input type="checkbox"/> [評定対象項目] <input type="checkbox"/> ①承諾図等が、設計図書を満足している。 <input type="checkbox"/> ②施工図等が、設計図書を満足している。 <input type="checkbox"/> ③現場における出来形が設計図書を満足し、適切な施工である。 <input type="checkbox"/> ④施工計画書等で定めた出来形の管理基準に基づき、管理している。 <input type="checkbox"/> ⑤出来形の管理記録が適切にまとめられており、結果が良好である。 <input type="checkbox"/> ⑥出来形の管理方法を工夫している。 <input type="checkbox"/> ⑦解体又は撤去工事の場合、撤去対象物の範囲等が確認でき、処分が適切である。 <input type="checkbox"/> ⑧不可視部分となる出来形が、工事写真、施工記録により確認できる。 <input type="checkbox"/> ⑨その他 理由：			<input type="checkbox"/> 出来形の管理に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。 上記該当事項があれば・・・ d		<input type="checkbox"/> 契約約款第17条に基づき監督職員が改造請求を行った。 上記該当事項があれば・・・ e														
<p>評価対象項目の合計のうち</p> <table> <tr> <td>該当項目が90%以上……………</td> <td>a</td> <td>①「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。</td> </tr> <tr> <td>該当項目が80%以上90%未満…</td> <td>b</td> <td>② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。</td> </tr> <tr> <td>該当項目が60%以上80%未満…</td> <td>c</td> <td>③ 評価値(%)=(評価数 0/対象評価項目数 0)×100</td> </tr> <tr> <td>該当項目が60%未満……………</td> <td>d</td> <td></td> </tr> </table> <p>※1. 出来形の対象は「材料、機材」と「施工の完了したもの」であり、工事的物の形状、寸法、位置、数量並びに管理記録と設計図書を対比することにより評価を行う。</p>			該当項目が90%以上……………	a	①「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。	該当項目が80%以上90%未満…	b	② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。	該当項目が60%以上80%未満…	c	③ 評価値(%)=(評価数 0/対象評価項目数 0)×100	該当項目が60%未満……………	d						
該当項目が90%以上……………	a	①「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。																	
該当項目が80%以上90%未満…	b	② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。																	
該当項目が60%以上80%未満…	c	③ 評価値(%)=(評価数 0/対象評価項目数 0)×100																	
該当項目が60%未満……………	d																		

別紙-1⑤

(担当監督員)

3. 出来形 及び 出来ばえ	II 品質	対象	a	b	c	d	e												
			品質が優れている	品質が良好である	品質が適切である	品質がやや不適切である	品質が不適切である												
<input type="checkbox"/> [評定対象項目] <input type="checkbox"/> ①材料・製品の品質が、製作図等により確認でき、設計図書を満足している。 <input type="checkbox"/> ②品質確認記録の内容が、適切である。 <input type="checkbox"/> ③施工の各段階における完了時の、品質が適切である。 <input type="checkbox"/> ④躯体工事における施工の品質が、良好である。 <input type="checkbox"/> ⑤内外仕上げ工事における施工の品質が、良好である。 <input type="checkbox"/> ⑥不可視部分となる品質確認のための工事写真、施工記録等が整備されている。 <input type="checkbox"/> ⑦その他			<input type="checkbox"/> 品質の管理に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。 上記該当事項があれば・・・ d		<input type="checkbox"/> 契約約款第17条に基づき監督職員が改造請求を行った。 上記該当事項があれば・・・ e														
<p>評価対象項目の合計のうち</p> <table> <tr> <td>該当項目が90%以上……………</td> <td>a</td> <td>①「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。</td> </tr> <tr> <td>該当項目が80%以上90%未満…</td> <td>b</td> <td>② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。</td> </tr> <tr> <td>該当項目が60%以上80%未満…</td> <td>c</td> <td>③ 評価値(%)=(評価数 0/対象評価項目数 0)×100</td> </tr> <tr> <td>該当項目が60%未満……………</td> <td>d</td> <td></td> </tr> </table> <p>※1. 目的物の品質の水準を評価すること。 ※2. 品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの(システムを含む)」があり、工事的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。 ※3. デザインビルド方式等で建築工事・電気設備工事・機械設備工事等が2工種以上複合している工事については、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によつてよいものとする。</p>			該当項目が90%以上……………	a	①「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。	該当項目が80%以上90%未満…	b	② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。	該当項目が60%以上80%未満…	c	③ 評価値(%)=(評価数 0/対象評価項目数 0)×100	該当項目が60%未満……………	d		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> 工事比率 <input style="width: 100%; height: 20px;" type="text"/> </div>				
該当項目が90%以上……………	a	①「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。																	
該当項目が80%以上90%未満…	b	② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。																	
該当項目が60%以上80%未満…	c	③ 評価値(%)=(評価数 0/対象評価項目数 0)×100																	
該当項目が60%未満……………	d																		

別紙-1⑥

(担当監督員)

審査項目	細 別	対象	a		b		c		d		e					
			品質が優れている		品質が良好である		品質が適切である		品質がやや不適切である		品質が不適切である					
3. 出来形 及び 出来ばえ	II 品質 電気設備工事 受変電設備工事	対象 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	[評価対象項目] <input type="checkbox"/> ①機材の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足している。 <input type="checkbox"/> ②施工の各段階における完了時の試験方法及び記録の方法が、適切である。 <input type="checkbox"/> ③品質確認記録の内容が、適切である。 <input type="checkbox"/> ④システムの性能及び機能に関する試運転、確認方法等が適切であり、記録の内容が設計図書を満足している。 <input type="checkbox"/> ⑤機材及び施工の品質が、良好である。 <input type="checkbox"/> ⑥不可視部分となる品質確認のための工事写真、施工記録等が整備されている。 <input type="checkbox"/> ⑦その他										<input type="checkbox"/> 品質の管理に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。 上記該当事項があれば・・・ d		<input type="checkbox"/> 契約約款第17条に基づき監督職員が改造請求を行った。 上記該当事項があれば・・・ e	
			評価対象項目の合計のうち 該当項目が90%以上…………… a 該当項目が80%以上90%未満… b 該当項目が60%以上80%未満… c 該当項目が60%未満…………… d ※1. 目的物の品質の水準を評価すること。 ※2. 品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの(システムを含む)」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。 ※3. デザインビルド方式等で建築工事・電気設備工事・機械設備工事等が2工種以上複合している工事については、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によつてよいものとする。													
			工事比率													

別紙-1⑦

(担当監督員)

審査項目	細 別	対象	a		b		c		d		e					
			品質が優れている		品質が良好である		品質が適切である		品質がやや不適切である		品質が不適切である					
3. 出来形 及び 出来ばえ	II 品質 機械設備工事 昇降機工事	対象 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	[評価対象項目] <input type="checkbox"/> ①機材の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足している。 <input type="checkbox"/> ②品質確認記録の内容が、適切である。 <input type="checkbox"/> ③施工の各段階における完了時の試験方法及び記録の方法が、適切である。 <input type="checkbox"/> ④システムの性能及び機能に関する試運転、確認方法等が適切であり、記録の内容が設計図書を満足している。 <input type="checkbox"/> ⑤機材及び施工の品質が、良好である。 <input type="checkbox"/> ⑥不可視部分となる品質確認のための工事写真、施工記録等が整備されている。 <input type="checkbox"/> ⑦その他										<input type="checkbox"/> 品質の管理に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。 上記該当事項があれば・・・ d		<input type="checkbox"/> 契約約款第17条に基づき監督職員が改造請求を行った。 上記該当事項があれば・・・ e	
			評価対象項目の合計のうち 該当項目が90%以上…………… a 該当項目が80%以上90%未満… b 該当項目が60%以上80%未満… c 該当項目が60%未満…………… d ※1. 機械設備工事とは、空調、衛生及び浄化槽工事をいう。 ※2. 目的物の品質の水準を評価すること。 ※3. 品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの(システムを含む)」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。 ※4. デザインビルド方式等で建築工事・電気設備工事・機械設備工事等が2工種以上複合している工事については、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によつてよいものとする。													
			工事比率													

審査項目・細別	評価対象項目 (1/2)
5. 創意工夫	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 15%;"> <p>■準備・後片付け関係</p> </div> <div style="width: 85%;"> <p> <input type="checkbox"/> ①測量・位置出しにおける工夫 <input type="checkbox"/> ②現地調査方法の工夫 <input type="checkbox"/> ③その他 理由: </p> </div> </div> <hr/> <p>詳細評価内容:</p>
	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 15%;"> <p>■施工関係</p> </div> <div style="width: 85%;"> <p> <input type="checkbox"/> ①施工に伴う器具・工具・装置類の工夫 <input type="checkbox"/> ②工場加工製品等の活用による副産物及び廃棄物の減少またはリサイクルに対する積極的な取組み <input type="checkbox"/> ③土工事、地業工事、鉄骨建て方、コンクリート工事等の施工関係の工夫 <input type="checkbox"/> ④建築材料・機材等の運搬・搬入等を含む施工方法に工夫 <input type="checkbox"/> ⑤電気設備工事等の配線、配管等の工夫 <input type="checkbox"/> ⑥機械設備工事等の配管、ダクト等の工夫 <input type="checkbox"/> ⑦照明・視界確保等の工夫 <input type="checkbox"/> ⑧仮排水、仮道路、迂回路等の計画・施工の工夫 <input type="checkbox"/> ⑨運搬車両・施工機械等の工夫 <input type="checkbox"/> ⑩型枠、足場、山留め等の仮設関係の工夫 <input type="checkbox"/> ⑪施工管理及び品質向上等の工夫 <input type="checkbox"/> ⑫プレハブ工法等の採用による工期短縮等の工夫 <input type="checkbox"/> ⑬仮設施工等の工夫 <input type="checkbox"/> ⑭既存施設・近隣等に対する騒音・振動対策等の工夫 <input type="checkbox"/> ⑮保全への配慮による材料選定・施工方法等の工夫 <input type="checkbox"/> ⑯作業の安全性向上のための施工方法等の工夫 <input type="checkbox"/> ⑰その他 理由: </p> </div> </div> <hr/> <p>詳細評価内容:</p>
	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 15%;"> <p>■品質関係</p> </div> <div style="width: 85%;"> <p> <input type="checkbox"/> ①集計ソフト等の活用と工夫 <input type="checkbox"/> ②躯体工事の品質管理の工夫 <input type="checkbox"/> ③建築材料・機材の検査・試験に関する工夫 <input type="checkbox"/> ④施工の検査・試験に関する工夫 <input type="checkbox"/> ⑤品質記録方法の工夫 <input type="checkbox"/> ⑥その他 理由: </p> </div> </div> <hr/> <p>詳細評価内容:</p>

審査項目・細別	評価対象項目 (2/2)
■安全衛生関係	<p> <input type="checkbox"/> ①安全仮設備等の工夫(落下物、墜落・転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺り、足場等) <input type="checkbox"/> ②安全衛生教育、技術向上講習会等、ミーティング、安全パトロール等に関する工夫 <input type="checkbox"/> ③現場事務所、休憩所等の環境向上の工夫、 <input type="checkbox"/> ④酸欠対策・有毒ガス・可燃ガスの処理または粉塵防止策や作業中の換気等の工夫 <input type="checkbox"/> ⑤周辺道路等の事故防止または一般交通確保等のための工夫 <input type="checkbox"/> ⑥改修工事における既存施設利用者等に対する安全対策の工夫 <input type="checkbox"/> ⑦作業時における作業環境改善等の工夫 <input type="checkbox"/> ⑧ゴミの減量化、アイドリングストップの励行等の地球環境への工夫 <input type="checkbox"/> ⑨その他 理由: </p> <p>詳細評価内容:</p>
■施工管理関係	<p> <input type="checkbox"/> ①出来形の管理等に関する工夫 <input type="checkbox"/> ②施工計画書または写真記録等に関する工夫 <input type="checkbox"/> ③出来形・品質に関する計測等の工夫及び集計の工夫 <input type="checkbox"/> ④CAD、施工管理ソフト等の活用 <input type="checkbox"/> ⑤CALSを活用した施工管理の工夫 <input type="checkbox"/> ⑥その他 理由: </p> <p>詳細評価内容:</p>
■その他 (最大 7点) 評点計 点	<p> <新技術活用>※新技術に関する下記3項目での加点は最大4点とする。 <input type="checkbox"/> ①静岡県登録技術を活用し、新技術活用・完了報告(レベル3)又は、活用効果評価表(レベル2)を提出している又は、NETISの登録技術のうち、試行技術を活用した。(2点) <input type="checkbox"/> ②NETISの登録技術のうち、活用した試行技術が少実績優良技術もしくは、当該工事において発注者による活用効果調査結果の総合評価点が120点以上の場合。(2点) <input type="checkbox"/> ③NETISの登録技術(試行技術を除く)のうち、『有用とされる技術』を活用するか、『有用とされる技術』以外の技術を活用した結果、当該工事において発注者による活用効果調査の総合評価が120点以上の場合(4点) </p> <p> <その他> <input type="checkbox"/> ④その他 理由: <input type="checkbox"/> ⑤その他 理由: </p> <p>詳細評価内容:</p>

※1. 特に評価すべき創意工夫事例を加点評価する。
 ※2. 該当する数と重みを勘案して評価する。1項目1点を目安とするが、項目により2、4点で評価し、最大7点の加点評価とする。
 ※3. 上記の審査項目の他に評価に値する企業の工夫があれば、その他に具体的内容を記載して加点する。なお、総括監督員が評価する「工事特性」との二重評価は行わない。
 ※4. 入札時の総合評価の提案に係る項目は評価しない。
 ※5. ■を付した評価対象項目について、評価内容及び効果があった項目を詳細評価内容欄に記載する。

工事成績採点の考慮項目の考査項目別運用表(建築・設備工事)

別紙-2①

[記入方法]該当する項目の□を■にする。

(総括監督員)

考査項目	細 別	a	b	c	d	e
2. 施工状況	II. 工程管理	工程管理が優れている	工程管理が良好である	工程管理が適切である	工程管理がやや不適切である	工程管理が不適切である
		[評定対象項目] <input type="checkbox"/> ①現場又は施工条件の変更等による工期的な制約がある中で、余裕をもって工事を完成させた。 <input type="checkbox"/> ②隣接又は同一現場の他工事等との積極的な工程調整を行い、トラブルを回避した。 <input type="checkbox"/> ③近隣住民(入居官署等を含む)調整を積極的に行い、トラブルも少なく、工期内に工事を完成させた。 <input type="checkbox"/> ④配置技術者(現場代理人等)の積極的な工程管理の姿勢が見られた。 <input type="checkbox"/> ⑤その他 理由: 詳細評価内容 ※上記評価対象項目のうち、該当項目を総合的に判断して、a、b、c、d、e評価を行う。				
2. 施工状況	III. 安全対策	安全対策が優れている	安全対策が良好である	安全対策が適切である	安全対策がやや不適切である	安全対策が不適切である。
		[評定対象項目] <input type="checkbox"/> ①建設労働災害、公衆災害の防止への努力が顕著である。 <input type="checkbox"/> ②安全衛生管理体制を確立し、組織的に取り組んでいる。 <input type="checkbox"/> ③安全衛生管理活動が、適切に実施されている。 <input type="checkbox"/> ④安全管理に関する技術開発や創意工夫に取り組んでいる。 <input type="checkbox"/> ⑤安全協議会活動に積極的に取り組んでいる。 <input type="checkbox"/> ⑥その他 理由: 詳細評価内容 ※上記評価対象項目のうち、該当項目を総合的に判断して、a、b、c、d、e評価を行う。				
6. 社会性等	I. 地域への貢献等	地域への貢献が優れている	地域への貢献がやや優れている	地域への貢献が良好である	地域への貢献がやや良好である	他の評価に該当しない。
		[評定対象項目] <input type="checkbox"/> ①災害時等に地域への救援活動等に協力した。 <input type="checkbox"/> ②周辺地域の環境保全、生物保護等について、具体的な対策をした。 <input type="checkbox"/> ③現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせる等、周辺地域との調和を図った。 <input type="checkbox"/> ④広報活動や現場見学会等を実施して、地域とのコミュニケーションを図った。 <input type="checkbox"/> ⑤地域イベントへの協力やボランティア活動等への協力や参加をした。 <input type="checkbox"/> ⑥その他 理由: 詳細評価内容 ※上記評価対象項目のうち、該当項目を総合的に判断して、a、a'、b、b'、c評価を行う。				

※1. 総括監督員は、担当監督員の意見を参考に総合的な評価を行う、

※2. 評価に当たっては評価対象項目の■の数にとらわれず、一項目でも評価する内容が充実している場合は、総合的な視点で判断し評価する。

※3. 地域への貢献等とは、工事の施工に伴って、地域社会や住民に対する配慮等の貢献について加点評価する。

※4. ■を付した評価対象項目について、評価内容及び効果があった項目を詳細評価内容欄に記載する。

審査項目	細別	評価対象項目 (1/2)
4. 工事特性 (施工条件等への対応)	■建物規模への対応 <div style="border: 1px solid black; width: 40px; height: 20px; margin: 10px auto; text-align: center;">評点</div>	※下記の対応事項に1つ以上■が付けば2点の加点とする。 <input type="checkbox"/> ①延べ面積10,000㎡以上の建物 <input type="checkbox"/> ②地上9階以上又は建物高さ31m以上の建物 <input type="checkbox"/> ③大空間のホール等を有する建物 <input type="checkbox"/> ④その他 理由: 詳細評価内容:
	■建物固有の機能の難しさへの対応 <div style="border: 1px solid black; width: 40px; height: 20px; margin: 10px auto; text-align: center;">評点</div>	※下記の対応事項に1つ以上■が付けば2点の加点とする。 <input type="checkbox"/> ①対象建物の耐震レベル <input type="checkbox"/> ②建物機能の特殊性 <input type="checkbox"/> ③その他 理由: [評価技術事例] ・建築工事で東海地震に対する耐震性能がI aに属する工事 ・研究施設、美術館等、特殊機能・設備の有る建物 詳細評価内容:
	■建物固有の施工技術の難しさへの対応 <div style="border: 1px solid black; width: 40px; height: 20px; margin: 10px auto; text-align: center;">評点</div>	※下記の対応事項に1つ以上■が付けば2点の加点とする。 <input type="checkbox"/> ①建築材料、設備機材、工法について、提案がある場合 【総合評価における技術提案は除く】 <input type="checkbox"/> ②設計条件として、工法、材料及び設備システム(機材を含む)の特殊性 <input type="checkbox"/> ③制約条件等があり、施工難度が特に高い場合 <input type="checkbox"/> ④その他 理由: [評価技術事例] ・パイロット工事。又は特異な試験フィールド工事で特許工法等の技術的に検討が必要な工事 ・特殊な工法及び材料等を採用した工事 ・特殊な設備システムを採用した工事 ・免震装置を設ける工事 ・大規模な山留め工法が必要な工事 ・敷地内又は周辺部の工作物、配管・配線等の大規模な移設、切り直しを行う工事 ・仮設備等を設け、システムを停止することなく配管・配線等の大規模な盛替え等を必要とする改修工事 詳細評価内容:

調査項目	細別	評価対象項目 (2/2)
4. 工事特性 (施工条件等への対応)	<p>■厳しい自然・地盤条件への対応</p> <p style="text-align: center;">評 点</p>	<p>※下記の対応事項に1つ以上■が付けば2点の加点とする。</p> <p><input type="checkbox"/> ①湧水の発生、地下水の影響(地盤掘削時)</p> <p><input type="checkbox"/> ②軟弱地盤、支持地盤の影響</p> <p><input type="checkbox"/> ③雨・雪・風・気温等の影響</p> <p><input type="checkbox"/> ④その他 理由:</p> <p>[評価技術事例]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地下水位が高く、ウエルポイント等の排水設備が必要な工事 ・液化化対策工法や地盤改良を伴う工事 ・冬期施工のため、大規模な雪寒冬囲いをする必要があり、冬期の養生温度の管理や施工スペースの制限を受けた工事 <p>詳細評価内容:</p>
	<p>■厳しい周辺環境、社会条件との対応</p> <p style="text-align: center;">評 点</p>	<p>※下記の対応事項に1つ以上■が付けば2点の加点とする。</p> <p><input type="checkbox"/> ①地中埋設物等の作業障害</p> <p><input type="checkbox"/> ②工事の影響に配慮すべき建物等の近接物</p> <p><input type="checkbox"/> ③周辺住民等に対する騒音・振動の配慮</p> <p><input type="checkbox"/> ④周辺水域環境に対する水質汚濁の配慮</p> <p><input type="checkbox"/> ⑤その他 理由:</p> <p>[評価技術事例]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事に支障をきたす地中埋設物、酸欠、有毒・可燃性ガス等の対策が必要な工事 ・工事場所周辺に近接工事があり、困難な調整を要する工事 ・場内に汚水処理装置(水替え)を必要とする工事 ・住居専用地域等で、騒音などの時間規制が条例で定められている工事 ・有線電気通信法による届出が必要なテレビ電波障害対策工事で、困難な調整を行った工事 <p>詳細評価内容:</p>
<p style="text-align: center;">評点計</p>	<p>■施工現場での対応</p> <p style="text-align: center;">評 点</p>	<p>※下記の対応事項に1つに■が付けば4点の加点とし、最大10点とする。</p> <p>【長期工事における安全確保への対応】</p> <p><input type="checkbox"/> ①当初契約から、12ヶ月を超える工期で事故が無く完成した工事 (ただし全面一時中止期間は除く)</p> <p>【災害等での臨機の措置】</p> <p><input type="checkbox"/> ②地震、台風などにおいて、適切に臨機の対応を行った工事</p> <p>【施工状況(条件)に対応した施工・工法等】</p> <p><input type="checkbox"/> ③工事の実施にあたり各種の制約があり、工程的にも特に厳しく、施工の制限を受けた工事</p> <p><input type="checkbox"/> ④工程上他工事の制約を受け、機械、人員の増強を行った工事</p> <p><input type="checkbox"/> ⑤請負者の責によらない休日・夜間作業が工程の過半を超える工事</p> <p><input type="checkbox"/> ⑥施設を使用しながらの工事で、工程的な制約が特に厳しい工事</p> <p><input type="checkbox"/> ⑦特に困難な調整を要する他工事(近接工区)の請負者が複数ある工事</p> <p><input type="checkbox"/> ⑧外来者の多い施設で、作業範囲内に外来者・通行人等の動線がある工事</p> <p><input type="checkbox"/> ⑨特殊な室などで、工程が輻輳し困難な調整を要する工事</p> <p><input type="checkbox"/> ⑩施工ヤードが狭く、高さ制限もあり、施工及び機械の移動や旋回等に制約を受けた工事</p> <p><input type="checkbox"/> ⑪同一敷地内における施設を使用しながらの建て替え工事で、工程の制約等が特に厳しい工事</p> <p><input type="checkbox"/> ⑫その他 理由:</p> <p>詳細評価内容:</p>

※1. 工事特性は、最大20点の加点評価とする。なお、1項目に複数の内容がある場合又は、対象範囲が広い場合は、それ以上の点数を与えても良い。

※2. 担当監督員が評価する「創意工夫」との二重評価は行わない。

※3. 評価にあたっては、担当監督員の意見も参考に評価する。

※4. ■を付した評価対象項目について、評価内容を詳細評価内容欄に記載する。

工事成績採点の考慮項目の考査項目別運用表(建築・設備工事)

別紙-3①

[記入方法] 該当する項目の□を■にする。

(検査員)

考査項目	細 別	対象	a	b	c	d	e	
2. 施工状況	I. 施工管理		施工管理が優れている	施工管理が良好である	施工管理が適切である	施工管理がやや不適切である	施工管理が不適切である	
		[評定対象項目]				<input type="checkbox"/> 施工管理に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。 上記該当事項があれば・・・ d	<input type="checkbox"/> 施工管理に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。 上記該当事項があれば・・・ e	
		<input type="checkbox"/> ①契約約款第18条第1項に基づく設計図書の照査結果を、適切に処理していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> ②施工計画書が、設計図書及び現場条件を反映した内容となっていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> ③施工計画書に、出来形・品質確保のための記載があり、管理のための方法が確認できる。 <input type="checkbox"/> ④施工計画書の記載内容と現場施工方法が、一致していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> ⑤工事記録の整備が、適切に行われていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> ⑥使用する材料、機材の搬入後の管理が適切であることが確認できる。 <input type="checkbox"/> ⑦一工程の施工の確認の報告が、適切に行われていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> ⑧建設廃棄物の処分及び建設副産物等のリサイクルへの取り組みが、適切に行われていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> ⑨社内検査が計画的に行われ、出来形、品質等の管理を工事全般にわたって十分に行っていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> ⑩独自のチェックリスト等の管理基準により、日常的に管理されていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> ⑪工事の関係書類及び資料の整理がよい。 <input type="checkbox"/> ⑫建退共の証紙が適切に配布され管理されている。 <input type="checkbox"/> ⑬施工体制台帳及び施工体系図を法令等に沿った内容で適確に整備していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> ⑭その他 理由:						
		評価対象項目の合計のうち 該当項目が90%以上…………… a 該当項目が80%以上90%未満… b 該当項目が60%以上80%未満… c 該当項目が60%未満…………… d	① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%) = (評価数 0 / 対象評価項目数 0) × 100					

調査項目	細別	対象	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	<p>出来形が特に優れている</p> <p>出来形が優れている</p> <p>出来形が特に良好である</p> <p>出来形が良好である</p> <p>出来形が適切である</p> <p>出来形がやや不適切である</p> <p>出来形が不適切である</p>	<p>出来形が特に優れている</p>	<p>出来形が優れている</p>	<p>出来形が特に良好である</p>	<p>出来形が良好である</p>	<p>出来形が適切である</p>	<p>出来形がやや不適切である</p>	<p>出来形が不適切である</p>
			<p>[評定対象項目]</p> <p><input type="checkbox"/> ①承諾図等が、設計図書を満足していることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> ②施工図等が、設計図書を満足していることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> ③施工計画書等で出来形の管理基準を設定し、計画に基づく管理を実施していることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> ④出来形の管理記録の整備が、良好であることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> ⑤出来形の管理方法が、工夫されていることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> ⑥現場における出来形が、設計図書を満足し、適切な施工であることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> ⑦現場における出来形が良好で、施工の精度が高い。</p> <p><input type="checkbox"/> ⑧不可視部分となる出来形が、工事写真、施工記録により、確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> ⑨解体又は撤去工事の場合、撤去対象物の範囲等が確認でき、適切な処分をしていることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> ⑩その他 理由:</p> <p>評価対象項目の合計のうち</p> <p>該当項目が90%以上..... a ① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。</p> <p>該当項目が80%以上90%未満... a' ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。</p> <p>該当項目が70%以上80%未満... b ③ 評価値(%)=(評価数0/対象評価項目数0)×100</p> <p>該当項目が60%以上70%未満... b'</p> <p>該当項目が50%以上60%未満... c</p> <p>該当項目が50%未満..... d</p> <p>※1. 出来形の対象は「材料、機材」と「施工の完了したもの」であり、工事的物の形状、寸法、位置、数量並びに管理記録と設計図書を対比することにより評価を行う。</p>	<p><input type="checkbox"/> 出来形の管理に関して、監督職員から文書で指示を行い改善された。</p> <p>上記該当事項があれば・・・ d</p>	<p><input type="checkbox"/> 出来形が不適切であったため、契約約款第31条に基づく修補指示を検査職員が行った。</p> <p>上記該当事項があれば・・・ e</p>				
3. 出来形及び出来ばえ	II. 品質	<p>品質が特に優れている</p> <p>品質が優れている</p> <p>品質が特に良好である</p> <p>品質が良好である</p> <p>品質が適切である</p> <p>品質がやや不適切である</p> <p>品質が不適切である</p>	<p>品質が特に優れている</p>	<p>品質が優れている</p>	<p>品質が特に良好である</p>	<p>品質が良好である</p>	<p>品質が適切である</p>	<p>品質がやや不適切である</p>	<p>品質が不適切である</p>
			<p>[評定対象項目]</p> <p><input type="checkbox"/> ①材料・製品の品質が、製作図等により確認でき、設計図書を満足していることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> ②施工の各段階における完了時の試験及び記録の方法が、適切であることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> ③材料の品質確認記録の内容が、適切であることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> ④品質の確認結果が、分りやすく整理されていることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> ⑤施工の品質が適切であり、設計図書を満足していることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> ⑥建具、ユニット等の性能及び機能に関する確認方法が適切であり、記録の内容が設計図書を満足していることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> ⑦躯体工事における施工の品質が、施工記録等により確認でき、良好であることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> ⑧内外仕上げ工事における施工の品質が、施工記録等により確認でき、良好であることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> ⑨その他の工事(躯体・内外仕上げを除く)における施工の品質が、施工記録等により確認でき、良好であることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> ⑩不可視部分となる品質が、工事写真、施工記録により確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> ⑪中間検査や既済検査での工夫や良好な施工の品質が、継続して確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> ⑫その他 理由:</p> <p>評価対象項目の合計のうち</p> <p>該当項目が90%以上..... a ① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。</p> <p>該当項目が80%以上90%未満... a' ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。</p> <p>該当項目が70%以上80%未満... b ③ 評価値(%)=(評価数0/対象評価項目数0)×100</p> <p>該当項目が60%以上70%未満... b'</p> <p>該当項目が50%以上60%未満... c</p> <p>該当項目が50%未満..... d</p> <p>※1. 目的物の品質の水準を評価すること。</p> <p>※2. 品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの(システムを含む)」があり、工事的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。</p> <p>※3. デザインビルド方式等で建築工事・電気設備工事・機械設備工事等が2工種以上複合している工事については、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によってよいものとする。</p>	<p><input type="checkbox"/> 品質の管理に関して、監督職員から文書で指示を行い改善された。</p> <p>上記該当事項があれば・・・ d</p>	<p><input type="checkbox"/> 品質が不適切であったため、契約約款第31条に基づく修補指示を検査職員が行った。</p> <p>上記該当事項があれば・・・ e</p>				

工事比率

--

調査項目	細別	対象	a	b	c	d
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅲ. 出来ばえ		全体的な完成度が優れている	全体的な完成度が良好である	全体的な完成度が適切である	全体的な完成度が劣っている
	機械設備工事 昇降機工事	<input type="checkbox"/> [評価対象項目] <input type="checkbox"/> ①きめ細やかな施工がなされている。 <input type="checkbox"/> ②関連工事(工種)又は既存部分との調整がなされ、調和が良い仕上がりである。 <input type="checkbox"/> ③機器又はシステムとして、運転状態が正常であり、性能が優れている。 <input type="checkbox"/> ④環境負荷低減への対策が優れている。 <input type="checkbox"/> ⑤運転操作及び保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。 <input type="checkbox"/> ⑥その他 理由:				<input type="checkbox"/> 出来ばえが劣っている。 上記該当事項があれば・・・ d
	工事比率	評価対象項目の合計のうち 該当項目が90%以上…………… a 該当項目が80%以上90%未満… b 該当項目が80%未満…………… c				
		① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%)=(評価数0/対象評価項目数0)×100 ④ 評価対象項目数が2項目以下の場合、全て該当してもc評価とする。				
		※1. 機械設備工事とは、空調、衛生及び浄化槽工事をいう。 ※2. 全体的な仕上がり状態、機能を評価する。 ※3. 出来ばえの評価は、全体的な仕上がり状態、形状、配置及び関連工事との調和、目的物としての機能などについて、観察、計測等により技術的な評価を行う。 ※4. デザインビルド方式等で建築工事・電気設備工事・機械設備工事等が2工種以上複合している工事については、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によってよいものとする。				

「施工プロセス」チェックリスト(建築・設備工事)

1. 工事名 _____
 2. 工期 _____
 3. 受注者名 _____

事務所名: _____
 監督員名: _____

- ①「施工プロセス」チェックリストは、標準仕様書、契約書等に基づき、施工に必要なプロセスが適切に管理されているかを監督職員等が確認する。
 ②チェック欄には書類もしくは現場等で確認した月日を、その内容が適切であれば□にレマークを記入する。(必要に応じて指示事項等を記入してもよい。)備考欄には指示事項、是正状況、取り組み状況等を記入する。

審査項目	細別	確認項目	チェックリスト一覧表 (チェックの目安)	チェック欄 (指示事項等)							完成時	根拠条文	備考		
				着手前	施工中										
1 施工 体制 一般	I 施工 体制 一般	○品質・安全管理体制	・品質及び安全計画に見合う管理体制が確立されている。 (施工計画書提出時)		(/) □		標準仕様書								
		○建設業退職金共済制度	・掛金収納書の写しを契約締結後1ヶ月以内に提出した。 (契約後、増額変更後)	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		建設業退職金 共済制度		
			・建設業退職金共済証書の配布を受け払い簿等により適切に管理している。 (施工中適宜)		(/) □		建設業退職金 共済制度								
			・「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を現場に掲示している。 (施工中1回程度)		(/) □		建設業退職金 共済制度								
		○請負代金内訳書	・請負代金内訳書を契約締結後10日以内に提出した。 (契約後)	(/) □										工事執行規則	
		○労働保険関係成立票	・労災保険関係成立票を工事現場の見やすい場所に掲示している。 (施工中1回程度)		(/) □		労働保険の保険料 の徴収等に関する 法律施行規則								
		○建設業許可標識	・建設業法に定められた標識を正しく記載し、公衆の見やすい場所に設置している。(全ての下請業者を含む。) (施工中1回程度)		(/) □		建設業法施行規則								
		○施工体制台帳、施工体系図または作業分担に関する資料	・施工体制台帳及び施工体系図を現場に備え付け、かつ、同一のものを提出した。(提出義務のない工事は、下請業者を含む作業分担に関する資料でよい。) (施工時の当初、変更時)		(/) □		建設業法 合理化指導要綱								
			・施工体制台帳に下請負契約書等(写)(再下請業者を含む。)を添付している。 (施工時の当初、変更時)		(/) □		建設業法 合理化指導要綱								
			・施工体系図を現場の工事関係者及び公衆の見やすい場所に掲げている。 (施工時の当初、変更時)		(/) □		建設業法 合理化指導要綱								
・施工体系図または下請負人通知書等に記載されている業者のみが作業している。 (施工時 1回/月程度)			(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		建設業法 合理化指導要綱				
	・元請負人がその下請工事の施工に実質的に関与している。(下請工事がある全ての工事に適用する。) (施工時の当初、変更時)		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		建設業法 合理化指導要綱				

別紙-2

「施工プロセス」チェックリスト(建築・設備工事)

考查項目	細別	確認項目	チェックリスト一覧表 (チェックの目安)	チェック欄 (指示事項等)										根拠条文	備考	
				着手前	施工中								完成時			
1 施工体制	II 配置技術者／現場代理人／監理技術者／主任技術者	○工事実績情報	・事前に監督職員の確認を受け、契約締結後等の10日以内(祝日を除く。)に登録機関に申請し、登録されることを証明する資料を、監督職員に提出した。 (契約後、変更後、完成時)	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	標準仕様書		
		○現場代理人	・現場に常駐している。 (施工中 1回／月程度)	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	工事執行規則 契約約款		
			・監督職員への通知、報告、申出等を書面で行っている。 (施工中適宜)	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	工事執行規則 契約約款		
		○監理技術者(主任技術者)の専任制等	・技術者としての要件が資格者証等により確認できた。 (着手前)	(/) □											契約約款 建設業法	
			・配置予定技術者または現場代理人等通知書等に記載されている技術者が本人と同一であった。 (着手前)	(/) □											契約約款 建設業法	
			・工事実績情報登録において重複が無く、現場に専任している。(専任義務は建築一式工事5,000万円以上、その他工事2,500万円以上) (施工中 1回／月程度)	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	工事執行規則 契約約款		
			・施工計画や工事に係る工程、技術的事項を把握し、主体的に係わっていた。 (施工中、打合せ時)	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	工事執行規則 契約約款		
		○専門技術者の配置	・専門技術者を選任し、配置している。 (施工計画時、施工中適宜)	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	工事執行規則 契約約款		
○作業主任者の選任	・作業主任者を選任し、配置している。 (施工計画時、施工中適宜)	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	労働安全衛生法				
○下請負者の把握	・静岡県の入札参加資格停止期間中でない。 (施工中適宜)	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	入札参加停止等 措置要綱				
2 施工状況	I 施工管理	○設計図書の照査等	・契約約款第18条第1条に係わる設計図書の照査を行っている。 (着手前、施工中適宜)	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	契約約款			
			・現場との相違事実がある場合、その事実が確認できる資料を書面により提出して確認を受けた。 (着手前、施工中適宜)	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	標準仕様書		
		○施工計画書	・施工に先立ち、設計図書等の内容を反映したものを提出した。 (着手前、変更時)	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	標準仕様書		
			・記載内容と現場施工方法が一致している。 (施工中適宜)	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	標準仕様書		

別紙-2

「施工プロセス」チェックリスト(建築・設備工事)

調査項目	細別	確認項目	チェックリスト一覧表 (チェックの目安)	チェック欄 (指示事項等)							根拠条文	備考		
				着手前	施 工 中								完成時	
					(/) □				(/) □					
2 施工 状況	I 施工 管理	○施工管理 ・建築材料、機材の管理	・建築材料、機材に関する資料の整理及び確認がなされている。 (施工中適宜)		(/) □	標準仕様書								
		・出来形、品質管理	・日常の出来形、品質管理が適時、的確に行われている。 (施工中適宜)		(/) □	標準仕様書								
		○建設副産物及び建設 廃棄物	・請負者は、産業廃棄物管理票(マニフェスト)により適正に処理され ていることを確認し、監督職員に提示した。 (施工中適宜)		(/) □	廃棄物処理・清掃 に関する法律								
		・再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を所定の様式 に基づき作成し、施工計画書に含め提出した。 (施工中適宜)	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	資材の再資源化等 に関する法律		
	II 工程 管理	○工程管理	・施工前に各種工程表を提出している。 (着手前、施工中適宜)	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	標準仕様書	
			・工程の把握に努め、必要に応じ、フォローアップを行っている。 (施工中適宜)		(/) □	標準仕様書								
III 安全 対策	○安全活動	・安全活動を実施し、記録がある。(必要に応じ、以下の内容をチェッ クする。) ①災害防止協議会等(施工中適宜) ②店社パトロール(施工中1回/月程度) ③安全教育、訓練等(施工中適宜) ④安全巡視、TBM、KY等(施工中適宜) ⑤新規入場者教育(施工中適宜)		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	労働安全衛生法		
	○仮設備点検等	・仮設備点検等を実施し、記録がある。(必要に応じ、下記の内容を チェックする。) ①過積載防止対策(施工中適宜) ②機械・車両等点検整備等(施工中1回/月程度) ③重機操作時安全点検記録等(施工中適宜) ④山留め、仮締切等の点検及び管理記録 (施工中適宜) ⑤足場、支保工の組立完了時・使用中の点検及び管理記録(施工中 適宜)		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	労働安全衛生法		
IV 対外 関係	○関係機関等	・関係機関等との調整等を実施し、記録がある。(必要に応じ、下記 の内容をチェックする。) ①関係官署(施工中適宜) ②近隣住民・入居官署等 (施工中適宜) ③関連工事等(施工中適宜)	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	標準仕様書		

創意工夫・工事特性・社会性等に関する実施状況

工事名称		施工者名	
項目	評価内容	備考	
<input type="checkbox"/> 創意工夫 「高度技術」で評価するほどではない軽微な工夫	<input type="checkbox"/> 準備・片付け		
	<input type="checkbox"/> 施工関係	施工に伴う機械・器具・工具・装置類 二次製品・代替製品の利用 施工方法の工夫 施工環境の改善 仮設計画の工夫 施工管理・品質管理の工夫	
	<input type="checkbox"/> 品質関係		
	<input type="checkbox"/> 安全衛生関係	安全施設・仮設備の配慮 安全教育・講習会・パトロールの工夫 作業環境の改善 交通事故防止の工夫	
	<input type="checkbox"/> 施工管理関係		
<input type="checkbox"/> 工事特性 工事全体を通して他の類似工事に比べて、特異な技術力	<input type="checkbox"/> 建物規模		
	<input type="checkbox"/> 建物固有	建物の耐震レベル 建物機能の特殊性	
	<input type="checkbox"/> 技術固有	特殊な工種及び工法 新工法（機器類を含む）及び新材料の適用	
	<input type="checkbox"/> 自然・地盤条件	湧水、地下水の影響 軟弱地盤、支持地盤の状況 作業スペースの制限 気象現象の影響 地滑り・急流河川・潮流等、動植物等	
	<input type="checkbox"/> 周辺環境等、社会条件	埋設物等の地中内の作業障害物 鉄道・供用中の道路、建築物等の近接施工 騒音・振動・水質汚濁等環境対策 作業スペース制約、現道上の交通規制 廃棄物処理	
<input type="checkbox"/> 社会性等 地域社会や住民に対する貢献	<input type="checkbox"/> 現場での対応	長期工事への対応 災害での臨機の処置 施工状況（条件）の変化への対応 工事時間の制限（停電、給排水等の制限を含む）	
	<input type="checkbox"/> その他		
<input type="checkbox"/> 社会性等 地域社会や住民に対する貢献	<input type="checkbox"/> 地域への貢献等	救援活動への協力 地域の自然環境保全、動植物の保護 現場環境の地域への調和 地域住民とのコミュニケーション ボランティアの実施	

- 1 該当する項目の□にシマーク記入
- 2 具体的内容の説明として、写真・略図等を説明資料に整理

創意工夫・工事特性・社会性等に関する実施状況（説明資料）		
工 事 名		
項 目	評価内容	
提案内容		
(説明)		
(添付図)		

説明資料は簡潔に作成するものとし、必要に応じて別葉とする。

建築・設備工事技術的難易度評定基準

1 目的

この基準は、「建築・設備工事成績評価要領」（以下「評価要領」という。）第3条第二号の工事の技術的難易度の評定に関する事項を定め、請負工事の適正かつ効率的な施工を確保し、工事に関する技術的水準の向上に資するとともに、受注者の適正な選定及び指導育成を図ることを目的とする。

2 対象工事

工事の技術的難易度の評定（以下「難易度評定」という。）の対象とする工事は、経営管理部及び交通基盤部等の所掌する建築・設備工事のうち、1件の請負代金額が500万円以上とする。ただし、維持修繕工事等は除くことができる。

3 評定者

難易度の評定を行う者（以下「評定者」という。）は、総括監督員とする。

4 難易度評定の時期

評定の時期は、工事の完成時とする。

5 難易度評定の方法

- (1) 難易度評定は、工事ごとに独立して、担当監督員の意見を踏まえて、総括監督員が行うものとする。
- (2) 難易度評定は、工事施工において確認した事項に基づき的確かつ公正に実施し、別記様式第1「工事技術的難易度評定表」に記録するものとする。
- (3) 難易度評定は、別紙—1の「建築・設備工事技術的難易度評定手順」により行うものとする。

6 難易度評定結果の提出

評定者は、難易度評定を行ったときは、遅滞なく、契約担当者に評定表を提出するものとする。

7 難易度評定結果の通知

契約担当者は、評定者から評定表の提出があったときは、遅滞なく、当該工事の受注者に対して難易度評定の結果を、別に定めるところにより通知するものとする。

附 則

（施行期日）

この基準は、平成23年4月1日から施行する。

建築・設備工事技術的難易度評定手順

工事技術的難易度評定表（建築・設備）「別記様式第1-1及び1-2」の記入は、次の手順により行うものとする。

手順1 建物機能

評定対象工事に含まれる最も工事難易度の高い建物機能で評定する。

なお、技術的難易度に用いる建物機能は、別紙2「工事難易度評定方法」による。

手順2 小項目の評価

各小項目の評価は、別紙3-1～3「工事技術的難易度の小項目評価の運用」の評価対象事項欄を基に、各小項目の評価をA、B、Cで行い、別記様式1-1及び1-2に記入する。

手順3 大項目の評価

各大項目の評価は、手順2の各小項目ごとの評価結果から表-1の判定基準に基づき、大項目の評価をA、B、Cで行い、別記様式第1-1及び1-2に記入する。

表-1 大項目判定基準

大項目評価	小項目評価
A	対象大項目に対する各小項目にA判定が1つ以上ある。
B	対象大項目に対応する各小項目評価にB判定が1つ以上あり、かつ、A判定がない。
C	対象大項目に対応する各小項目にA、若しくはB判定がない。

「特別考慮要因」とは新工法の採用、超大規模建物、大規模地震災害後の緊急復旧等、とりわけ難度の高い条件の場合をいう。

手順4 工事の技術的難易度判定

工事の技術的難易度判定は、大項目の評価結果から表—2の判定基準に基づき、当該対象工事の「易、やや難、難」の判定を行うものとする。

なお、難易度の判定を行う際に、別記様式1-1及び1-2に示される特別考慮要因が存在する場合には、特別考慮要因のA、Bの判定も数に含めるものとする。

また、判定にあたっては、大項目の評価にA判定が1つあり、かつ、B判定が3個以下の場合には「やや難」と判定することを標準とするが、A判定項目の工事特性に鑑み、「難」と判断してもよいものとする。

表—2 「易、やや難、難」判定基準

「易、やや難、難」の判定	大項目評価
難	<ul style="list-style-type: none">大項目の評価にA判定が2つ以上ある。大項目の評価にA判定が1つあり、かつB判定が4個以上ある。大項目の評価にA判定が1つあり、かつB判定が3個以下の場合にも、工事特性により、「難」と判定してもよい。
やや難	<ul style="list-style-type: none">大項目の評価にA判定が1つあり、かつB判定が3個以下である。大項目の評価にB判定が1つあり、かつA判定がない。
易	<ul style="list-style-type: none">大項目の評価にA若しくは、B判定項目がない。

手順5 工事の技術的難易度の評定

工事の技術的難易度の評定は、手順4の判定結果から工事難易度評定方法（別紙2）により評定を行い、工事難易度「I～VI」を別記様式第1-1及び1-2に記入する。

※ 小項目の評価を行う際は「工事技術的難易度の小項目評価の運用（別紙3-1 建築）、（別紙3-2 電気設備）、（別紙3-3 機械設備）」を参考とする。

工事難易度評定方法

大項目の評価を踏まえ、建物機能に応じ、以下のⅠ～Ⅵに評価する。

建物機能分類 建物例 ランク（難易度）	簡 易	一 般	特 殊
	倉庫・車庫等	庁舎・研修施設等	美術館・研究施設等
Ⅰ	易		
Ⅱ	やや難	易	
Ⅲ	難	やや難	易
Ⅳ		難	やや難
Ⅴ			難
Ⅵ			特に難

※ 特に難易度を高める特別な要因がある場合及び難易度を高める要因が特に多岐にわたる場合等には、「難」より上位のランクに評価する。

また、特に小規模な建物及び施工条件等が全般にわたり平易な場合については、「易」の1ランク下に評価する。

工事技術的難易度の小項目評価の運用(建築)

大項目	小項目	評価対象事項(代表的事項)	具体的事例(評価 A)	具体的事例(評価 B)	具体的事例(評価 C)	備考
1. 建物条件	① 規模	建物の延べ面積	建物の延べ面積 10,000㎡以上	建物の延べ面積 3,000㎡以上10,000㎡未満	建物の延べ面積 3,000㎡未満	
	② 構造	建物の構造種別、特殊構造	SRC造、S造(ビルト材の2方向ラーメン、大スパンの型鋼の2方向ラーメン)	RC造、S造(型鋼の2方向ラーメン、大スパンの1方向ラーメン)	CB造等簡易、S造(1方向ラーメン)	
	③ 形状	建物形状の複雑さ	形状が複雑	形状がやや複雑	形状が複雑でない	
	④ その他	建物構造の補強等特殊な工事対象	特に困難で高度な技術を要する構造補強又は特殊工事	評価A、C以外	通常の技術で対応可能な構造補強または特殊工事	
2. 技術特性	① 工法等	建物の総階数、工法、使用材料等	<ul style="list-style-type: none"> 総階数9階以上又は建物高さ31m以上 特殊仕様(特殊仕上げ、特殊杭工法、免震構造、一部PRC構造等) 	評価A、C以外	総階数が2以下	
	② その他	施工方法に関する新技術採用等、改修の場合は既存との競合度合いを考慮	<ul style="list-style-type: none"> 総プロ、パイロット事業対象工事で難しいものあり 既存部分との競合度合いが複雑 	<ul style="list-style-type: none"> 総プロ、パイロット事業対象工事のうち比較的簡単なもの 既存部分との競合度合いがやや複雑 	<ul style="list-style-type: none"> 評価A、Bに該当しない 単独施工、既存との競合部分がない 	
3. 自然条件	① 支持地盤	地下階数、地下階深度、杭に及ぼす支持地盤	<ul style="list-style-type: none"> 地下2階以上 地下1階で深度10m以上又は軟弱地盤 	<ul style="list-style-type: none"> 地下1階 地下無しで軟弱地盤 	特に困難でない	
	② 土留め・止水	湧水の発生、掘削作業時等に地下水位の影響等	湧水の発生が多く、掘削作業時の影響が大きい	湧水の発生があるが、掘削作業時の影響が小さい	湧水の発生がほとんど無く、掘削作業時の影響が無い	
	③ 気象	施工の制約を受ける特殊な気性条件地滑り等の地質条件等、改修の場合は施工計画に詳細な調査が必要な場合等	施工制約が厳しい	施工制約がある	特になし	
	④ その他		<ul style="list-style-type: none"> 条件が厳しい 改修の場合で綿密な調査が必要 	<ul style="list-style-type: none"> 条件があるが対応容易 改修の場合で綿密な調査が必要であるが、対応容易 	特になし	
4. 社会条件	① 仮設条件	工事用道路、作業スペース等の制約	仮設条件の制約が厳しい	仮設条件に制約があるが、対処は比較的容易	特になし	
	② 地中障害物	地下埋設物等の地中内の作業障害物	対処困難な障害物がある	障害物はあるが、対処は比較的容易	特になし	
	③ 近接施工	工事に影響する架空線・建物等の近接物	対処困難な近接物がある	近接物はあるが、対処は比較的容易	特になし	
	④ 騒音・振動	周辺住民等に対する騒音・振動等の配慮	対処が困難で、特に慎重な対応が必要	振動・振動等に対する配慮が必要だが対処は比較的容易	特になし	
	⑤ 水質汚濁	周辺水域環境に対する水質汚濁の配慮	対処が困難で、特に慎重な対応が必要	水質汚濁に対する配慮が必要だが対処は比較的容易	特になし	
	⑥ その他	ガス・水道・電線路等の移設、電波障害対策	対処が困難で、特に慎重な対応が必要	該当するものがあるが、対処は比較的容易	特になし	
5. マネージメント特性	① 他工区調整	近接工区、他工事(他工区発注予定を含み、設備工事は除く)との工程調整	特に困難な調整を要する他工事(近接工区)の請負者が複数ある	調整を要する他工事(近接工区)の請負者がある	調整を要する他工事(近接工区)の請負者がいない	
	② 住民対応	近隣住民との対応	特に慎重な対応が求められる	一般的な対応が必要である	特に必要なし	
	③ 関係機関対応	関係行政機関等との調整	特に慎重な調整が必要	一般的な対応が必要である	特に必要なし	
	④ 工程管理	工期・工程の制約への対応	<ul style="list-style-type: none"> 工期・工程が特に厳しい 執務しながらの改修工事で特に制約が多い 	<ul style="list-style-type: none"> 工期・工程がやや厳しい 執務しながらの改修工事で制約が多い 	標準的な工期・工程	
	⑤ 品質管理	品質管理の煩雑さ、複雑さ(特殊仕様への対応等を含む)	特に厳しい品質管理が必要	やや厳しい品質管理が必要	標準的な品質管理	
	⑥ 安全管理	高所作業、夜間作業等の危険作業、公衆災害の防止	外来者の多い施設で、工事範囲が外来者・通行人等の動線と接近	外来者の多い施設だが、外来者・通行人等との明解な動線分離が可能	特になし	
	⑦ その他	災害時の応急復旧、特殊な廃棄物への対応等	<ul style="list-style-type: none"> 被災時の応急復旧工事 アスベスト等の処理が必要 	PCB-SF6ガス・フロンガス等の処理が必要	特になし	

工事技術的難易度の小項目評価の運用(電気設備)

大項目	小項目	評価対象事項(代表的事項)	具体的事例(評価 A)	具体的事例(評価 B)	例(評価 C)	備考
1. 設備システム種別条件	① システム種別	システムのレベル	照明制御(主要執務室の昼光利用照度制御) 火災報知設備の受信機がR型	主要執務室のタイムスケジュール点滅制御 火災報知設備の受信機がP型10回線以上かつ自動閉鎖設備と連動有り	照明制御なし 評価B未満	上下段の評価のうち主たる種目の評価を採用
	② システム規模	システム規模	一般事務庁舎の延べ面積10,000㎡以上に相当	一般事務庁舎の延べ面積3,000㎡以上10,000㎡未満に相当	一般事務庁舎の延べ面積3,000㎡未満に相当	
	③ その他	既存システムへの影響度	既存システムを使用しながら一部の既存機器を再利用するグレートアップ改修工事	評価A, Cに該当しない	既存撤去後に同程度のシステムを新設(システム完全停止が可能)	
2. 技術特性	① 工法等	建物の総階数、工法、使用材料等	・ 総階数9階以上又は建物高さ31m以上 ・ 免震構造又は設備に影響の大きい耐震改修工事	評価A, Cに該当しない	総階数が2階以下	
	② その他	施工方法に関する新技術採用等、改修の場合は既存との競合度合いを考慮	・ 総プロ、パイロット事業対象工事で難しいもの有り ・ 既存システムと複雑に競合する	・ 総プロ、パイロット事業対象工事のうち比較的簡単なもの ・ 既存システムとやや複雑に競合する	・ 評価A, Bに該当しない ・ 単独施工、既存と分離可能	
3. 設備システム複合条件	① システム間複合度	システムのレベル多さと複合度合い	通信関係の工事種目が8以上で、連携する工事種目が4以上又は光ファイバーを使用するLAN設備がある	評価A, C以外又はメタルワイヤー-LAN設備がある	通信関係の工事種目が5以下で、連携する工事種目及びLAN設備なし	
	② システム複雑度	重要システムの複雑さ	受変電設備容量が1,000KVAを超える高圧閉鎖型配電盤、常用発電(コージェネを含む)、スポットネットワーク受電、特別高圧受電、その他特に複雑なシステム	受変電設備容量が1,000KVA以下のキュービクル型配電盤であり、かつ非常用自家発電設備、UPS、太陽光発電等のいずれかが有る	特になし	
	③ その他	特殊なシステムの採用、改修の場合は施工計画詳細調査が必要な場合等	・ RI取扱い施設、電磁シールドルーム、バイオハザード、クリーンルーム、恒温恒湿等有り ・ その他特に施工が難しい設備がある	・ 実験設備、特殊照明設備、特殊音響設備、特殊映像設備等有り ・ その他施工が難しい設備がある	特になし	
4. 社会条件	① 仮設条件	工事用道路、作業スペース等の制約	仮設条件の制約が厳しい	仮設条件に制約があるが、対処は比較的容易	特になし	
	② 地中障害物	地下埋設物等の地中内の作業障害物	対処困難な障害物がある	障害物はあるが、対処は比較的容易	特になし	
	③ 近接施工	工事に影響する架空線・建物等の近接物	対処困難な近接物がある	近接物はあるが、対処は比較的容易	特になし	
	④ 騒音・振動	周辺住民等に対する騒音・振動等の配慮	対処が困難で、特に慎重な対応が必要	振動・振動等に対する配慮が必要だが対処は比較的容易	特になし	
	⑤ 水質汚濁	周辺水域環境に対する水質汚濁の配慮	対処が困難で、特に慎重な対応が必要	水質汚濁に対する配慮が必要だが対処は比較的容易	特になし	
	⑥ その他	ガス・水道・電線路等の移設、電波障害対策	対処が困難で、特に慎重な対応が必要	該当するものがあるが、対処は比較的容易	特になし	
5. マネージメント特性	① 他工区調整	近接工区、他工事(他工区発注予定を含み、同一工区の建築・機械設備工事等は含まない)との工程調整	特に困難な調整を要する他工事(近接工区)の請負者が複数いる	調整を要する他工事(近接工区)の請負者がいる	調整を要する他工事(近接工区)の請負者がいない	
	② 住民対応	近隣住民との対応	特に慎重な対応が求められる	一般的な対応が必要である	特に必要なし	
	③ 関係機関対応	関係行政機関等との調整	特に慎重な調整が必要	一般的な対応が必要である	特に必要なし	
	④ 工程管理	工期・工程の制約への対応	・ 工期・工程が特に厳しい ・ 執務しながらの改修工事で特に制約が	・ 工期・工程がやや厳しい ・ 執務しながらの改修工事で制約が多い	標準的な工期・工程	
	⑤ 品質管理	品質管理の煩雑さ、複雑さ(特殊仕様への対応等を含む)	特に厳しい品質管理が必要	やや厳しい品質管理が必要	標準的な品質管理	
	⑥ 安全管理	高所作業、夜間作業等の危険作業、公衆災害の防止	外来者の多い施設で、工事範囲が外来者・通行人等の動線と接近	外来者の多い施設だが、外来者・通行人等との明解な動線分離が可能	特になし	
	⑦ その他	災害時の応急復旧、特殊な廃棄物への対応等	・ 被災時の応急復旧工事 ・ アスベスト等の処理が必要	フロンガス、PCB、SF6ガス等の処理が必要	特になし	

工事技術的難易度の小項目評価の運用(機械設備)

大項目	小項目	評価対象事項(代表的事項)	具体的事例(評価 A)	具体的事例(評価 B)	例(評価 C)	備考
1. 設備システム種別条件	① システム種別	システムのレベル	変风量・変流量方式空調 高置タンク給水方式+減圧弁装置又はポンプ直送方式給水	ファンコイルユニット・ダクト併用方式空調 高置タンク給水方式	定风量単一ダクト方式空調 直結給水方式	上下段の評価のうち主たる種目の評価を採用
	② システム規模	システム規模	一般事務庁舎の延べ面積10,000㎡以上に相当	一般事務庁舎の延べ面積3,000㎡以上10,000㎡未満に相当	一般事務庁舎の延べ面積3,000㎡未満に相当	
	③ その他	既存システムへの影響度	既存システムを使用しながら一部の既存機器を再利用するグレードアップ改修工事	評価A, Cに該当しない	既存撤去後に同程度のシステムを新設(システム完全停止が可能)	
2. 技術特性	① 工法等	建物の総階数、工法、使用材料等	・ 総階数9階以上又は建物高さ31m以上 ・ 免震構造又は設備に影響の大きい耐震改修工事	評価A, Cに該当しない	総階数が2階以下	
	② その他	施工方法に関する新技術採用等、改修の場合は既存との競合度合いを考慮	・ 総プロ、パイロット事業対象工事で難しいものあり ・ 既存システムと複雑に競合する	・ 総プロ、パイロット事業対象工事のうち比較的簡単なもの ・ 既存システムとやや複雑に競合する	・ 評価A, Bに該当しない ・ 単独施工、既存と分離可能	
3. 設備システム複合条件	① システム間複合度	システムのレベル多さと複合度合い	排煙設備、自動制御、特殊空調、中央機械室、中央監視室有り 上記の項目のうち該当が4項目以上 節水装置、トイレユニット、一般消火、特殊消火、厨房、雨水処理、連結送水等 上記の項目のうち該当が3項目以上	排煙設備、自動制御、特殊空調、中央機械室、中央監視室有り 上記の項目のうち該当が3項目 節水装置、トイレユニット、一般消火、特殊消火、厨房、雨水処理、連結送水等 上記の項目のうち該当が2項目	排煙設備、自動制御、特殊空調、中央機械室、中央監視室有り 上記の項目のうち該当が2項目以下 節水装置、トイレユニット、一般消火、特殊消火、厨房、雨水処理、連結送水等 上記の項目のうち該当が1項目以下	上下段の評価のうち主たる種目の評価を採用
	③ その他	特殊なシステムの採用、改修の場合は施工計画に詳細調査が必要な場合等	・ RI取扱い施設、電磁シールドルーム、バイオハザード、クリーンルーム、恒温恒湿等有り ・ その他特に施工が難しい設備がある	・ 実験設備、蒸気設備、蓄熱設備、太陽熱利用設備、ゴミ処理設備等有り ・ その他施工が難しい設備がある	特になし	
4. 社会条件	① 仮設条件	工事用道路、作業スペース等の制約	仮設条件の制約が厳しい	仮設条件に制約があるが、対処は比較的容易	特になし	
	② 地中障害物	地下埋設物等の地中内の作業障害	対処困難な障害物がある	障害物はあるが、対処は比較的容易	特になし	
	③ 近接施工	工事に影響する架空線・建物等の近接物	対処困難な近接物がある	近接物はあるが、対処は比較的容易	特になし	
	④ 騒音・振動	周辺住民等に対する騒音・振動等の配慮	対処が困難で、特に慎重な対応が必要	振動・振動等に対する配慮が必要だが対処は比較的容易	特になし	
	⑤ 水質汚濁	周辺水域環境に対する水質汚濁の配慮	対処が困難で、特に慎重な対応が必要	水質汚濁に対する配慮が必要だが対処は比較的容易	特になし	
	⑥ その他	ガス・水道・電線路等の移設、電波障害対策	対処が困難で、特に慎重な対応が必要	該当するものがあるが、対処は比較的容易	特になし	
5. マネージメント特性	① 他工区調整	近接工区、他工事(他工区発注予定を含み、同一工区の建築・電気設備工事等は含まない)との工程調整	特に困難な調整を要する他工事(近接工区)の請負者が複数いる	調整を要する他工事(近接工区)の請負者がいる	調整を要する他工事(近接工区)の請負者がいない	
	② 住民対応	近隣住民との対応	特に慎重な対応が求められる	一般的な対応が必要である	特に必要なし	
	③ 関係機関対応	関係行政機関等との調整	特に慎重な調整が必要	一般的な対応が必要である	特に必要なし	
	④ 工程管理	工期・工程の制約への対応	・ 工期・工程が特に厳しい ・ 執務しながらの改修工事で特に制約が多い	・ 工期・工程がやや厳しい ・ 執務しながらの改修工事で制約が多い	標準的な工期・工程	
	⑤ 品質管理	品質管理の煩雑さ、複雑さ(特殊仕様への対応等を含む)	特に厳しい品質管理が必要	やや厳しい品質管理が必要	標準的な品質管理	
	⑥ 安全管理	高所作業、夜間作業等の危険作業、公衆災害の防止	外来者の多い施設で、工事範囲が外来者・通行人等の動線と接近	外来者の多い施設だが、外来者・通行人等との明解な動線分離が可能	特になし	
	⑦ その他	災害時の応急復旧、特殊な廃棄物への対応等	・ 被災時の応急復旧工事 ・ アスベスト等の処理が必要	フロンガス、PCB、SF6ガス等の処理が必要	特になし	

建築・設備工事成績評定通知規定

1 目的

この規定は、工事成績及び工事の技術的難易度について「建築・設備工事成績評定要領」（以下「評定要領」という。）第 8 条又は第 9 条の通知並びに評定要領第 10 条及び第 11 条の回答に関する事項を定める。

2 対象工事及び内容

工事成績評定の通知の対象とする工事は、評定要領第 2 条に規定されたものとし、その内容は、同要領第 3 条第一号及び第二号の事項とする。

3 評定点等の通知

- (1) 契約担当者は、評定者から評定表の提出があったときは、当該工事の受注者に評定点及び工事の技術的難易度評定（以下「評定点等」という。）を遅滞なく、様式-18「工事成績評定通知書」（以下「様式-18」という。）、「項目別評定点」、「工事技術的難易度評定表」に記載して通知するものとする。
- (2) また、評定要領第 9 条に基づき評定を修正した場合についても同様とする。
- (3) 上記(1)、(2)により受注者に通知した評定点等の書面は、各発注機関において「様式-18」を原則閲覧に供するものとする。

4 説明請求

3 の通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して 14 日（「休日」を含む。）以内に、書面により契約担当者に対して評定の内容について説明を求めることができるものとする。

5 説明請求に対する回答

- (1) 契約担当者は、評定点等の通知を受けた受注者から評定点等についての説明を求められた場合、遅滞なく、別記様式 1 により回答するものとする。
- (2) 契約担当者は、前項の回答をする場合、当該所属等で設置する建設工事成績を評価検討する委員会の審議を経て行うものとする。

6 再説明請求

5 の通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して 14 日（「休日」を含む。）以内に、書面により所管部長等に対して再説明を求めることができるものとする。

7 再説明請求に対する回答

- (1) 所管部長等は、6 の説明に係る回答を受けた受注者から再説明を求められた場合、別記様式 2 により回答するものとする。
- (2) 所管部長等は、前項の回答をする場合、当該部等で設置する建設工事成績を評価する委員会の審議を経て行うものとする。

附 則

この要領は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。